

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金交付要綱

制定：令和 8 年 2 月 17 日 7 生流第 254944 号

一部改正：令和 8 年 5 月 20 日 8 生流第 50454 号

(交付の目的)

第 1 条 農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金（以下、「補助金」という。）を農業者に交付することにより、農業用生産資材の価格高騰による農業経営への影響を緩和し、経営の継続と安定化を図ることを目的とする。

なお、補助金の交付については、予算の範囲内で行うこととし、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号。）によるほか、本要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法第 12 条の第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 「多様な農業人材」とは、香川県制定の多様な農業人材経営計画認定要領（令和 6 年 4 月 1 日付け 6 農経第 9421 号）の第 6 に規定する多様な農業人材経営計画の認定を受けた者とする。
- (4) 「集落営農組織」とは、地域の農業者が農業生産の一部または全部を共同で取り組む組織をいう。
- (5) 「耕種農業者」とは、売上の過半を作物販売が占める農業者をいう。
- (6) 「生産資材費」とは、種苗費、肥料費、農薬衛生費、諸材料費をいう。
- (7) 「種苗費」とは、種もみ、種いも、その他農産物の種子、苗類等の購入費用とする。
- (8) 「肥料費」とは、作物の生育を促進するための肥料の購入費用とする。
- (9) 「農薬衛生費」とは、農場への農業薬剤の散布や共同防除費とする。
- (10) 「諸材料費」とは、被覆用ビニール、鉢、なわ、釘、針金等の購入費用とする。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 香川県内に住所（法人にあっては主たる事業所）を有する耕種農業者であって、補助金交付申請時点において認定農業者、認定新規就農者または多様な農業人材に認定されていること、もしくは、香川県内に住所を有する集落営農組織であって、規約を有し共同販売経理を行っていること。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りでない。
- (2) 補助金交付申請時点において、香川県内で営農しており、引き続き香川県内で営農する意思を有すること。

- (3) 直近（個人の場合は令和7年）の決算書があること。
- (4) 直近（個人の場合は令和7年）の決算における生産資材費が20万円以上あること。
- (5) 農業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 香川県税に滞納がないこと。

（補助金の算定方法）

第4条 補助金の算定は、以下のとおりとする。

直近（個人の場合は令和7年）の決算書における「種苗費」「肥料費」「農薬衛生費」「諸材料費」の合計額に2割を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りとし、30万円を限度とする。
- 3 本補助金の交付対象となる生産資材費について、国または他の地方公共団体等から補助金等の交付を受けている場合であっても、本補助金を含む補助金等の受給額の合計が、当該生産資材費を超えない範囲で、本補助金を交付できるものとする。

（申請手続等）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）または補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに、交付決定通知を受けた申請者に補助金を支給するものとする。なお、知事は、交付決定に関して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、補助金交付申請取下書（様式第5号）により、知事に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（帳簿及び証拠書類の保存）

第8条 申請者は、第5条に規定する書類に係る帳簿及び証拠書類を、事業の日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供するように

しておかなければならない。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 申請者が、法令、本要綱等または法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けたとき。

2 申請者は、前項の規定により交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

4 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することがある。

(検査及び報告)

第10条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。

2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(雑則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和8年2月17日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年5月20日から施行する。

香川県知事 池田 豊人 殿

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金 交付申請書 (個人事業主)

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

(フリガナ) 氏名	姓		名	
(フリガナ) 屋号 ※口座名義人に屋号を含む場合に記入				
住所	〒			
	香川県			
連絡先	電話番号 ※日中連絡のとれる連絡先		FAX番号 ※希望者のみ	
	メールアドレス ※希望者のみ			
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
経営面積	合計	a	(うち施設)	a
	田	a	畑	a
区分 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 多様な農業人材認定者			
主な作付品目 (主たる品目上位5つまで)				
申請者と連絡先が異なる場合のみ以下ご記入ください				
連絡先	連絡担当者氏名		続柄	
	電話番号		FAX番号	

2 補助金の申請額

①種苗費	②肥料費	③農薬衛生費	④諸材料費
生産資材費額 ※1 (①+②+③+④)		生産資材費 × 2割	申請額 ※2
			円

※1 令和7年決算書における「種苗費」「肥料費」「農薬衛生費」「諸材料費」相当経費の合計額

※2 1,000円未満の端数を切り捨てた額が申請額になります。補助金の上限額は30万円です。

3 振込先情報(当該通帳の写しを添付してください。)

金融機関名		金融機関コード				(4桁)
本・支店名		支店コード				(3桁)
預金種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> : 普通 <input type="checkbox"/> : 当座		口座番号 ※			(7桁)
口座名義人	(通帳見開き) カタカナで記載					

※ 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

4 添付書類

- (1) 令和7年決算書の写し (2) 誓約書(様式第2号) (3) 通帳の写し等、振込先口座を確認できる書類
- (4) 県税の滞納がないことを証する納税証明書 (5) その他、知事が必要と認める書類

香川県知事 池田 豊人 殿

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金 交付申請書 (法人・集落営農組織)

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

(フリガナ) 法人名										
(フリガナ) 代表者職名・氏名	代表者職名					代表者氏名(フリガナ)				
主たる事務所の 所在地 ※1	〒									
	香川県									
経営面積	合計		a			(うち施設			a)	
	田	a	畑	a	樹園地	a				
区分 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農組織									
主な作付品目 (主たる品目上位5つまで)										
本補助金に関する担当者の連絡先										
連絡先	連絡担当者氏名					メールアドレス				
	電話番号					FAX番号				

※1 交付決定・不交付決定通知書は、上記申請された所在地(住所)、代表者様宛に送付されます。

2 補助金の申請額

①種苗費	②肥料費	③農業衛生費	④諸材料費
生産資材費額 ※1 (①+②+③+④)		生産資材費 × 2割	
			申請額 ※2
			円

※1 直近決算書における「種苗費」「肥料費」「農業衛生費」「諸材料費」相当経費の合計額

※2 1,000円未満の端数を切り捨てた額が申請額になります。補助金の上限額は30万円です。

3 振込先情報(当該通帳の写しを添付してください。)

金融機関名						金融機関コード					(4桁)
本・支店名						支店コード					(3桁)
預金種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> : 普通 <input type="checkbox"/> : 当座		口座番号 ※1							(7桁)	
口座名義人 ※2	(通帳見開き)カタカナで記載										

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は当該法人名義に限ります。

4 添付書類

- (1) 直近の決算書の写し (2) 誓約書(様式第2号) (3) 定款または規約
- (4) 通帳の写し等、振込先口座を確認できる書類
- (5) 県税の滞納がないことを証する納税証明書(法人名義) (6) その他、知事が必要と認める書類

誓約書

私は、農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・ 交付対象者の要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・ 香川県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 交付対象者の要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・ 本補助金が交付対象とする生産資材費に関して、本補助金を含む国または他の地方公共団体からの補助金等の受給額の合計は、当該生産資材費を上回りません。
- ・ 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を、関係する行政機関（市町等）に香川県が提供することに同意します。
- ・ 本補助金の申請に係る書類及び関係する帳簿並びに証拠書類を今後5年間保存し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供することを承諾します。

以上

令和 年 月 日

香川県知事 殿

申請者名

(法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名)

※ 申請者名は自署してください。押印は不要です。

※ 原本を提出してください。(コピーは不可)

様式第3号(要綱第6条)

生流第 号
令和 年 月 日

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金 交付決定通知書

(申請者)

住 所

氏 名

香川県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった「農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金」については、下記のとおり交付を決定します。

記

交付額

円

様式第4号(要綱第6条)

生流第 号
令和 年 月 日

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金 不交付決定通知書

(申請者)

住 所

氏 名

香川県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった「農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金」については、下記理由により交付されませんので通知します。

記

理由：

様式第5号(要綱第7条)

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金 交付申請取下書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

(申請者)

住 所 :

氏 名 :

法人にあつては、
その名称及び代
表者の職・氏名

令和 年 月 日付けで提出した「農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金交付申請書」
については、下記理由により取下げます。

記

取下げ理由 :